

令和8年2月犬山市議会定例議会会議録

第9号 3月23日（月曜日）

◎議事日程 第9号 令和8年3月23日午前10時開議

- 第1 発言の取消し
- 第2 第3号議案から第7号議案まで、
第9号議案、第11号議案、
第14号議案から第32号議案まで
及び第41号議案から第47号議案まで
(委員長報告、同報告に対する質疑、討論、採決)

◎本日の会議に付した案件

- 日程第1 発言の取消し
- 日程第2 第3号議案から第7号議案まで、
第9号議案、第11号議案、
第14号議案から第32号議案まで
及び第41号議案から第47号議案まで
- 日程追加 諸報告
- 日程追加 第48号議案 犬山市教育委員会教育長の任命について

◎出席議員（18名）

1番	丸山幸治君	10番	玉置幸哉君
2番	ピアソキ恵子君	11番	岡 覺君
3番	増田修治君	12番	岡村千里君
4番	光清毅君	13番	鈴木伸太郎君
5番	小川隆広君	14番	沼 靖子君
6番	島田亜紀君	15番	久世高裕君
7番	諏訪毅君	16番	柴山一生君
8番	小川清美君	17番	柴田浩行君
9番	畑 竜介君	18番	大沢秀教君

◎欠席議員（なし）

◎職務のため出席した事務局職員の職・氏名

議会事務局長 長谷川 敦 君 議事課長 大鹿 真 君
主 査 石黒 絵美 君

◎説明のため出席した者の職・氏名

市長	原 欣 伸 君	副市長	永 井 恵 三 君
教育長	滝 誠 君	経営部長	井 出 修 平 君
市民部長兼防災監	舟 橋 正 人 君	健康福祉部長	前 田 敦 君
子ども・子育て監	兼 松 光 春 君	都市整備部長	武 内 雅 洋 君
都市整備部次長	野 本 敬 弘 君	経済環境部長	小 池 信 和 君
教育部長	中 村 達 司 君	消 防 長	大 澤 満 君
企画広報課長	古 田 隆 行 君	総務課長	藤 村 崇 司 君
学校教育課長	西 村 岳 之 君	学校教育課主幹	鈴 木 早 智 君

午前10時00分 開議

◎議長（大沢秀教君） ただいまの出席議員は、18名であります。

定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

議事日程に従いまして会議を進めます。

日程第1 発言の取消し

◎議長（大沢秀教君） 日程第1、発言の取消しを議題といたします。

3月19日付にて、16番、柴山一生議員から、犬山市議会会議規則第64条の規定に基づき、3月10日の本会議の一般質問において配付しました申出書に記載した部分を、調査不足のため取り消したいとの申出がありました。

お諮りいたします。柴山一生議員の発言の取消しの申出を許可することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

◎議長（大沢秀教君） ご異議なしと認めます。

柴山一生議員からの発言の取消しの申出を許可することと決定いたしました。

日程第2 第3号議案から第7号議案まで、第9号議案、第11号議案、第14号議案から第32号議案まで及び第41号議案から第47号議案まで

◎議長（大沢秀教君） 日程第2、第3号議案から第7号議案まで、第9号議案、第11号議案、第14号議案から第32号議案まで及び第41号議案から第47号議案までを一括議題といたします。

常任委員長から委員会の審査結果報告を求めます。

最初に、玉置総務委員長。

〔総務委員長 玉置君登壇〕

◎総務委員長（玉置幸哉君） おはようございます。総務委員長の玉置幸哉です。総務委員会の審査結果報告を、お手元の書面の朗読をもってこれにかえさせていただきます。

別紙、総務委員会審査結果報告書朗読。

◎議長（大沢秀教君） 総務委員長の報告は終わりました。

続いて、久世民生文教委員長。

〔民生文教委員長 久世君登壇〕

◎民生文教委員長（久世高裕君） 民生文教委員長、久世高裕です。民生文教委員会での審査結果の報告を、お手元に配付しました報告書の朗読をもってかえさせていただきます。

別紙、民生文教委員会審査結果報告書朗読。

◎議長（大沢秀教君） 民生文教委員長の報告は終わりました。

続いて、諏訪建設経済委員長。

〔建設経済委員長 諏訪君登壇〕

◎建設経済委員長（諏訪 毅君） 建設経済委員長の諏訪 毅です。私からは建設経済委員会審査結果報告を、お手元に配付されました審査結果報告書の朗読をもってかえさせていただきます。

別紙、建設経済委員会審査結果報告書朗読。

◎議長（大沢秀教君） 建設経済委員長の報告は終わりました。

総務委員会審査結果報告書

令和8年3月23日

犬山市議会議長

大 沢 秀 教 様

総務委員長

玉 置 幸 哉

審査年月日 令和8年3月16日
令和8年3月17日
場 所 第1委員会室
出席委員 令和8年3月16日 5名（全員）
令和8年3月17日 5名（全員）

付託議案

- 第4号議案 犬山市国際交流事業振興基金の設置及び管理に関する条例の廃止について
- 第5号議案 犬山国際交流村の設置及び管理に関する条例の廃止について
- 第6号議案 犬山市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例の一部改正について
- 第7号議案 犬山市附属機関設置条例の一部改正について（総務委員会の所管に属する附属機関関係）
- 第9号議案 犬山市の議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について
- 第11号議案 犬山市特別職の職員の給与に関する条例の一部改正について
- 第14号議案 犬山市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について
- 第15号議案 犬山市民文化会館の設置及び管理に関する条例等の一部改正について

(総務委員会の所管に属するもの)

第20号議案 犬山市民交通災害及び犯罪被害見舞金支給条例の一部改正について

第21号議案 犬山市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について

第22号議案 犬山市火災予防条例の一部改正について

第25号議案 令和8年度犬山市一般会計予算

第1条の第1表 歳入歳出予算中

歳入 総務委員会の所管に属する歳入

歳出 1款 議会費

2款 総務費（5項統計調査費のうち5目教育統計調査費を除く）

6款 商工費（2項観光費のうち2目友好交流費及び3目国際交流施設費）

8款 消防費

11款 公債費

12款 諸支出金

13款 予備費

第2条の第2表 繰越明許費

第3条の第3表 債務負担行為中

総務委員会の所管に属する事項

第4条の第4表 地方債（災害援護貸付金を除く）

第5条 一時借入金

第6条 預金債権と地方債債務の相殺

第7条 歳出予算の流用

第42号議案 令和7年度犬山市一般会計補正予算（第10号）

第43号議案 令和8年度犬山市一般会計補正予算（第1号）

第1条の第1表 歳入歳出予算補正中

歳入

歳出 1款 議会費

2款 総務費

6款 商工費（2項観光費のうち2目友好交流費）

8款 消防費

3月12日 本会議において、当委員会に付託されました上記議案について慎重審査いたしました結果、第4号議案から第7号議案まで、第9号議案、第11号議案、第14号議案、第15号議案、第20号議案から第22号議案まで、第42号議案及び第43号議案については、いずれも全員一致をもって原案のとおり可決、第25号議案については賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものとそれぞれ決しましたので、報告いたします。

民生文教委員会審査結果報告書

令和8年3月23日

犬山市議会議長

大 沢 秀 教 様

民生文教委員長

久 世 高 裕

審査年月日 令和8年3月16日

令和8年3月17日

場 所 第2委員会室

出席委員 令和8年3月16日 6名(全員)

令和8年3月17日 6名(全員)

付託議案

第3号議案 犬山市障害共生基金の設置及び管理に関する条例の制定について

第7号議案 犬山市附属機関設置条例の一部改正について(民生文教委員会の所管に属する附属機関関係)

第15号議案 犬山市民文化会館の設置及び管理に関する条例等の一部改正について(民生文教委員会の所管に属するもの)

第16号議案 犬山市立保育園条例の一部改正について

第17号議案 犬山市立保育園条例及び犬山市立認定こども園条例の一部改正等について

第18号議案 犬山市国民健康保険税条例の一部改正について

第24号議案 犬山市教育委員会委員の任命について

第25号議案 令和8年度犬山市一般会計予算

第1条の第1表 歳入歳出予算中

歳 入 民生文教委員会の所管に属する歳入

歳 出 2款 総務費(5項統計調査費のうち5目教育統計調査費)

3款 民生費

4款 衛生費(1項保健衛生費)

9款 教育費

第3条の第3表 債務負担行為中

民生文教委員会の所管に属する事項

第4条の第4表 地方債(災害援護貸付金)

第26号議案 令和8年度犬山市国民健康保険特別会計予算

第27号議案 令和8年度犬山市犬山城費特別会計予算

第29号議案 令和8年度犬山市介護保険特別会計予算

第30号議案 令和8年度犬山市後期高齢者医療特別会計予算

第41号議案 犬山市立保育園条例及び犬山市立認定こども園条例の一部改正について

第43号議案 令和8年度犬山市一般会計補正予算（第1号）

第1条の第1表 歳入歳出予算補正中

歳出 3款 民生費

4款 衛生費（1項保健衛生費）

9款 教育費

第44号議案 令和8年度犬山市犬山城費特別会計補正予算（第1号）

3月12日 本会議において、当委員会に付託されました上記議案について慎重審査いたしました結果、第3号議案、第7号議案、第15号議案から第18号議案まで、第26号議案、第27号議案、第29号議案、第30号議案、第41号議案、第43号議案及び第44号議案については、いずれも全員一致をもって原案のとおり可決、第25号議案については賛成多数をもって原案のとおり可決、第24号議案については全員一致をもって原案のとおり同意すべきものとそれぞれ決しましたので、報告いたします。

建設経済委員会審査結果報告書

令和8年3月23日

犬山市議会議長

大 沢 秀 教 様

建設経済委員長

諏 訪 毅

審査年月日 令和8年3月16日

場 所 第3委員会室

出席委員 令和8年3月16日 6名（全員）

付託議案

第15号議案 犬山市民文化会館の設置及び管理に関する条例等の一部改正について
（建設経済委員会の所管に関するもの）

第19号議案 犬山市市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正について

第23号議案 和解及び損害賠償の額を定めることについて

第25号議案 令和8年度犬山市一般会計予算

第1条の第1表 歳入歳出予算中

歳入 建設経済委員会の所管に属する歳入

歳出 4款 衛生費（1項保健衛生費を除く）

5款 農林業費

6款 商工費（2項観光費のうち2目友好交流費及び3目
国際交流施設費を除く）

7款 土木費

10款 災害復旧費

第28号議案 令和8年度犬山市木曾川うかい事業費特別会計予算

- 第31号議案 令和8年度犬山市水道事業会計予算
 第32号議案 令和8年度犬山市下水道事業会計予算
 第43号議案 令和8年度犬山市一般会計補正予算（第1号）
 第1条の第1表 歳入歳出予算補正中
 歳 出 4款 衛生費（1項保健衛生費を除く）
 5款 農林業費
 6款 商工費（2項観光費のうち2目友好交流費を除く）
 7款 土木費
 第45号議案 令和8年度犬山市木曾川うかい事業費特別会計補正予算（第1号）
 第46号議案 令和8年度犬山市水道事業会計補正予算（第1号）
 第47号議案 令和8年度犬山市下水道事業会計補正予算（第1号）

3月12日 本会議において、当委員会に付託されました上記議案について慎重審査いたしました結果、第15号議案、第19号議案、第23号議案、第28号議案、第31号議案、第43号議案及び第45号議案から第47号議案までについては、いずれも全員一致をもって原案のとおり可決、第25号議案及び第32号議案については、いずれも賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものとそれぞれ決しましたので、報告いたします。

◎議長（大沢秀教君） 以上で、常任委員長の報告は終わりました。

これより、常任委員長に対する質疑を行います。

ご発言を求めます。

〔「なし」の声起こる〕

◎議長（大沢秀教君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

最初に、第9号議案に対する討論を行います。

13番 鈴木伸太郎議員。

〔13番 鈴木君登壇〕

◎13番（鈴木伸太郎君） おはようございます。13番、鈴木伸太郎です。私は第9号議案、犬山市の議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について、反対の立場で討論させていただきます。

この議案の内容としては、犬山市特別職報酬等審議会からの答申を受けて、人事院勧告の行政職号給表の引上げ率を参考に、我々議員報酬月額を引き上げるという議案でございます。

反対の理由としましては、まず1つ、実は、先日3月2日に議決されてきました、今議会に上程されております第8号議案、タイトルは同じなんですけれども、こちらでも反対を私はしたんですけれども、今回の議案は、特別職報酬審議会の方々の答申を受けてということでございます。

この委員会、審議会の方々は、どうやら我々議会の活動とか議員の活動というのを直接ご覧になられていないというところで、そういう状況の中で、我々の報酬月額を引き上げると

ということで、ちょっと私はまずそれに疑問を感じております。

それから、第8号議案で申し上げたとおり、我々議員のほうで議員個々の提案力の低下、それから議会全体の実力の低下というのを感じております。

主にその3つでございます。

第8号議案のときにも、ここで発言させていただいたんですが、議員個々では一生懸命活動されている議員もたくさんいらっしゃいますが、これが18人という組織になると、以前よりも相対的に議会力というのが落ちていると私は感じております。それは若手議員の成長の鈍化、それからその若手を伸ばせられない、我々含めた中堅議員の責任でもあるという、つまり議会全体の問題だということでございます。

今回この議案が通って、我々の報酬が引き上げられれば、我々の仕事がこれでいいんだというふうに誤解を招く議員がいるというリスクも感じております。

議員の皆さん、この議案は恐らく賛成多数で可決されると思いますが、残念ながら、議会のルールですから仕方ありません。

ただ、皆さん、個々の議員の皆さんに問いたいのは、ここ数年で今回も含めた議員の報酬が上がるぐらいの値打ちがある仕事ができただけでしょうか。市民のためにこの頂く報酬以上の仕事をできていたのかというのを問いかけさせていただきたいと思います。意思のある議員さんの賛成を求めます。

以上です。ありがとうございました。

◎議長（大沢秀教君） 第9号議案に対する討論は終わりました。

次に、第25号議案に対する討論を行います。

11番 岡 覚議員。

〔11番 岡君登壇〕

◎11番（岡 覚君） 11番、日本共産党犬山市議団、岡 覚です。私は、第25号議案、令和8年度犬山市一般会計予算について、反対の立場から討論をいたします。

総額約313億9,000万円の当初予算は、市政運営に必要な予算が多く含まれています。しかし、次の4つの問題があることを指摘し、組み換え修正を行って提出し直すべきと反対討論をいたします。

1点目です。財政運営では、犬山の財政規模では16年以上必要とされる財政調整基金が取り崩し続けられてきました。そして、この取崩しが今回も多額となり、予算どおり執行されると、基金残高は9億円以下になるわけであります。正確には約8億8,658万円、こういう金額になります。必要とされる財政調整基金の約半分に落ち込むという状況になります。予算編成の過程で、この取崩しを減少する努力が必要でした。もっと取崩しを減少させる、この努力が市長をはじめとした財政当局によって行われなければならなかった予算だと言えます。

原市長になってから、この4年間、財政調整基金の推移はどうだったのか確認いたしました。財政調整基金が予算によって取り崩される。年度初めにこれが予算が執行されたとした場合の架空の金額ですが、原市長が誕生して1年目、令和5年度の4月の時点では、これは19億6,329万円、約ですけども、あったわけであります。翌年、令和6年度の年度当初、予

算が成立した中で、これが4億4,616万円へこみまして、残高は15億1,713万円、翌年度、令和7年度はどうか。2億2,702万円取り崩されて、差額が残高は12億9,011万円、そして今回は、前年度に比べて4億353万円少ない、先ほど申し上げました8億8,658万円という、こういう厳しい財政になってきたわけでありませぬ。

4年間、こういう財政運営がされてきたということ、まずもって指摘しなければなりません。これは市長をはじめとする市政運営の、とりわけ財政運営の大きな汚点だと言わざるを得ません。これが第1点目です。

2点目、子ども屋内遊戯施設「わん！だーらんど」の事業費が約8,090万円となっています。前年度、令和7年度の建設費と相まって、この事業は大変大型な予算となりました。この事業が1点目の財政調整基金残高の減少の大きな原因になっていると言わざるを得ません。

3点目、都市計画道路蟬屋長塚線の事業費約4億263万円、長年、都市計画道路として、この路線があることは承知してはいたしましたが、早い事業化の展開、しかし、基礎自治体にとって、住民が一番身近な基礎自治体にとって、住民合意こそ大切であります。

説明会を開いても、賛成する声ではなくて、様々な反対する声があふきました。住民合意のない事業は予算化すべきではありません。何も急ぐ必要はないんです。ちゃんと住民の合意を得た上で事業を進める、これが基本だと言わなければなりません。

4点目、新年度から新羽黒保育園、「にじいろ保育園羽黒」が民間委託により進められます。犬山市政の様々な民間委託は、一段と強まりました。民間委託は、地方自治にとっては明らかな後退であります。そして、地域経済をその地域で回していく。東京の本社に住民の税金が吸い上げられていくような民間委託は、地域の循環型経済の発展を阻害するものであります。かかる立場から反対を表明します。

冒頭少し申し上げましたが、予算組み替え動議ではなくて、修正案の提出ではなくて、反対討論とした理由について一言申し上げます。

本予算は、現在進行形の事業も多々あり、既に相手がある、保育園児もいる、こういう予算と事業を100%から反対して、ゼロ%にするわけにはいかないであります。一旦多くの賛同をいただいて、反対という形で否決をできれば、当局が反対の意向を酌み、相手側や関係者と調整をして、修正案を再提出する、これを可決成立して、新年度の予算とすることが最も筋が通っているという判断で、今回は反対討論といたしました。

皆様のご賛同を心からお願いを申し上げ、私の討論といたします。ありがとうございました。

◎議長（大沢秀教君） 17番 柴田浩行議員。

〔17番 柴田君登壇〕

◎17番（柴田浩行君） 17番、柴田浩行です。私からは、第25号議案、令和8年度犬山市一般会計予算について、賛成の立場から討論をさせていただきます。

令和8年度犬山市一般会計予算については、社会保障費や人件費の増加、物価上昇といった厳しい財政状況の中、必要なところに暮らしを支える予算として編成されております。事業としては、子ども屋内遊戯施設の開設をはじめとした子育て支援、犬山南小学校や城東中学校の整備、重層的支援体制の整備、最先端医療機器への補助をはじめとした健康推進、公

共ライドシェアや高齢者へのタクシー補助をはじめとした交通弱者への支援、市道犬山公園小牧線の舗装改修や都市計画道路蟬屋長塚線道路整備をはじめとした都市基盤整備の推進。

地域経済は、地元の企業の成長がなくては発展いたしません。地域経済の主軸となる地元企業への補助による産業振興など、市民の暮らしを支え、未来の成長につながる予算として編成されていると判断いたします。

このように市民にとって真に必要な事業を厳選し、予算計上した結果、過去最大の予算規模となったものであり、財政状況が厳しい中で、財政調整基金からの繰入れによる約12億8,000万円の財源補填は、市長が施政方針で示した、暮らしと経済がよくなる未来を生むためには必要であると考えます。

また、令和7年度の比較においては、財政調整基金からの繰入金が約2億6,000万円減額となっております。このことは、健全財政を意識した予算編成を行った結果であると評価いたします。

以上のことから、第25号議案、令和8年度犬山市一般会計予算について賛成させていただきます。議員各位におかれましては、ご賛同賜りますようお願い申し上げ、私の賛成討論とさせていただきます。ありがとうございました。

◎議長（大沢秀教君） 第25号議案に対する討論は終わりました。

次に、第32号議案に対する討論を行います。

12番 岡村千里議員。

〔12番 岡村君登壇〕

◎12番（岡村千里君） 12番、日本共産党犬山市議団、岡村千里でございます。私は、第32号議案、令和8年度犬山市下水道事業会計予算に反対の立場から討論を行います。

下水道は、市民の衛生的な生活環境を支える重要な社会基盤であり、その維持、更新は極めて重要です。私がこの議案に反対する理由は、本予算には今年の4月から下水道使用料、農業集落排水処理施設使用料の約25%という大幅な引上げに係る予算が計上されており、決して僅かな負担増ではなく、市民生活に与える影響が大きいと考えるからです。

この使用料の引上げにつきましては、昨年9月議会において議決されましたが、様々な質疑や討論がありました。

反対討論では、物価高騰の中、事前に市民に説明のなかったことは、市政運営として問題があること、経費回収率については、これを100%に近づけるとして、引き上げたいために、使用料を引き上げる方法を強調し、不明水対策の強化など、公営企業としての努力をどうやってやっていくのか、具体的に示されていないこと、下水道事業等に使う都市計画税についても議論が深められていないなどの指摘がありました。

採決では、賛成が9、反対が7で可決ということで、僅かな差で可決されました。

また、この議決後に、市民への説明会が開かれましたが、参加者は少ない人数にとどまり、市民の理解や納得を得るための取組としては不十分であったと言わざるを得ません。行政に求められるのは、決定後の説明ではなく、決定に至る過程での丁寧な説明であります。

賛成討論の要旨を読ませていただきましたが、9月議会において可決したこと、そして企業会計予算を踏まえ、市民生活を維持するために編成されているということで、さらりと書

かれておるといのが印象を持ちました。

しかし、25%の大幅な値上げが先行し、経費削減の具体策や市民との十分な合意形成が見えない中での予算編成は、市民生活を支えるというよりも、市民に負担を強いるものになっているのではないのでしょうか。下水道事業は、将来にわたって持続していく必要があります。だからこそ、市民の理解と信頼の下で進めていくことが何よりも重要であります。

今回のように、説明が不十分で負担増ということでは、市民の信頼に影響を与えかねません。市民の負担ありきではなく、まずは不明水対策の強化など、経営努力をどのように進めるのか、具体的に示すことを強く求めます。

不明水対策については、令和5年度36%だったものを、令和16年に20%へということですが、それが可能なかどうか、どういうシミュレーションをしているのかなど、数値で示していただきたいというふうに思います。また、都市計画税の在り方についても検討を深めてほしいと考えます。

以上のことから、本議案については反対をいたします。

各議員の皆様におかれましては、ぜひご賛同賜りますようお願いを申し上げ、反対討論いたします。ありがとうございました。

◎議長（大沢秀教君） 4番 光清 毅議員。

〔4番 光清君登壇〕

◎4番（光清 毅君） 4番、光清 毅です。私からは、第32号議案、令和8年度犬山市下水道事業会計予算について、賛成の立場から討論させていただきます。

言うまでもなく、下水道は人が使用した汚水処理など、公衆衛生の向上を図り、まちを清潔にする重要なインフラの一つです。本市においても、下水道整備が進み、汚水が直接河川等に流れなくなったことにより、快適な生活環境が確保されています。

一方で、本市の下水道は、事業開始から40年以上が経過し、今後は施設の老朽化が進んでいくことが危惧されております。下水道事業を将来にわたり安定的に継続するための経営基盤の強化が必要として、昨年の9月議会において、下水道使用料の改定に伴う条例改正が上程されました。

本議会においては、慎重に議論や質疑を重ねて、各議員が熟慮の上で、将来にわたって利用者の皆様に安定した下水道サービスを提供し続けるためには、下水道使用料の改定は必要であると判断して、賛成多数で可決したところであります。

本議案の令和8年度下水道事業会計予算は、当然のことながら、その条例改正を踏まえて提案されたものであり、歳入としての下水道使用料収入の増加だけでなく、歳出として、不明水対策である管路改良工事の継続的な施工費や、流域下水道維持管理負担金、汚水管渠布設工事費などが計上されており、今後の下水道事業の運営には不可欠な内容となっております。

加えて、企業会計予算である下水道事業会計予算には、現在進んでいる五ヶ村地区における雨水管路建設の費用も計上されており、安心・安全な市民生活を図るためにも、着実な事業実施が求められております。

したがって、第32号議案については原案のとおり可決すべきものとして賛成いたしま

す。

議員皆様におかれましては、ご賛同をお願いいたしまして、私の賛成討論とさせていただきます。ありがとうございました。

◎議長（大沢秀教君） 第32号議案に対する討論は終わりました。

以上で通告による討論は終わりました。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決を行います。

最初に、第3号議案、犬山市障害共生基金の設置及び管理に関する条例の制定についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり、これを決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

◎議長（大沢秀教君） 異議なしと認めます。よって、第3号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第4号議案、犬山市国際交流事業振興基金の設置及び管理に関する条例の廃止についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり、これを決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

◎議長（大沢秀教君） 異議なしと認めます。よって、第4号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第5号議案、犬山国際交流村の設置及び管理に関する条例の廃止についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり、これを決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

◎議長（大沢秀教君） 異議なしと認めます。よって、第5号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第6号議案、犬山市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例の一部改正についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり、これを決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

◎議長（大沢秀教君） 異議なしと認めます。よって、第6号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第7号議案、犬山市附属機関設置条例の一部改正についてを採決いたします。

本案に対する両委員長の報告は可決であります。本案は両委員長の報告のとおり、これを決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

◎議長（大沢秀教君） 異議なしと認めます。よって、第7号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第9号議案、犬山市の議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり、これを決することに賛成する議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

◎議長（大沢秀教君） 起立多数。ご着席ください。よって、第9号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第11号議案、犬山市特別職の職員の給与に関する条例の一部改正についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり、これを決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

◎議長（大沢秀教君） 異議なしと認めます。よって、第11号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第14号議案、犬山市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり、これを決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

◎議長（大沢秀教君） 異議なしと認めます。よって、第14号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第15号議案、犬山市民文化会館の設置及び管理に関する条例等の一部改正についてを採決いたします。

本案に対する各委員長の報告は可決であります。本案は各委員長の報告のとおり、これを決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

◎議長（大沢秀教君） 異議なしと認めます。よって、第15号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第16号議案、犬山市立保育園条例の一部改正についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり、これを決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

◎議長（大沢秀教君） 異議なしと認めます。よって、第16号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第17号議案、犬山市立保育園条例及び犬山市立認定こども園条例の一部改正等につ

いてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり、これを決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

◎議長（大沢秀教君） 異議なしと認めます。よって、第17号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第18号議案、犬山市国民健康保険税条例の一部改正についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり、これを決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

◎議長（大沢秀教君） 異議なしと認めます。よって、第18号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第19号議案、犬山市市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり、これを決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

◎議長（大沢秀教君） 異議なしと認めます。よって、第19号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第20号議案、犬山市民交通災害及び犯罪被害見舞金支給条例の一部改正についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり、これを決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

◎議長（大沢秀教君） 異議なしと認めます。よって、第20号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第21号議案、犬山市消防団員等公務災害補償条例の一部改正についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり、これを決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

◎議長（大沢秀教君） 異議なしと認めます。よって、第21号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第22号議案、犬山市火災予防条例の一部改正についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり、これを決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

◎議長（大沢秀教君） 異議なしと認めます。よって、第22号議案は原案のとおり可決されま

した。

次に、第23号議案、和解及び損害賠償の額を定めることについてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり、これを決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

◎議長（大沢秀教君） 異議なしと認めます。よって、第23号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第24号議案、犬山市教育委員会委員の任命についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は同意であります。本案は委員長の報告のとおり、これを決することに賛成する議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

◎議長（大沢秀教君） 起立全員。ご着席ください。よって、第24号議案は原案のとおり同意されました。

次に、第25号議案、令和8年度犬山市一般会計予算を採決いたします。

本案に対する各委員長の報告は可決であります。本案は各委員長の報告のとおり、これを決することに賛成する議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

◎議長（大沢秀教君） 起立多数。ご着席ください。よって、第25号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第26号議案、令和8年度犬山市国民健康保険特別会計予算を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり、これを決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

◎議長（大沢秀教君） 異議なしと認めます。よって、第26号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第27号議案、令和8年度犬山市犬山城費特別会計予算を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり、これを決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

◎議長（大沢秀教君） 異議なしと認めます。よって、第27号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第28号議案、令和8年度犬山市木曾川うかい事業費特別会計予算を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり、これを決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

◎議長（大沢秀教君） 異議なしと認めます。よって、第28号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第29号議案、令和8年度犬山市介護保険特別会計予算を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり、これを決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

◎議長（大沢秀教君） 異議なしと認めます。よって、第29号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第30号議案、令和8年度犬山市後期高齢者医療特別会計予算を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり、これを決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

◎議長（大沢秀教君） 異議なしと認めます。よって、第30号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第31号議案、令和8年度犬山市水道事業会計予算を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり、これを決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

◎議長（大沢秀教君） 異議なしと認めます。よって、第31号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第32号議案、令和8年度犬山市下水道事業会計予算を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり、これを決することに賛成する議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

◎議長（大沢秀教君） 起立多数。ご着席ください。よって、第32号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第41号議案、犬山市立保育園条例及び犬山市立認定こども園条例の一部改正についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり、これを決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

◎議長（大沢秀教君） 異議なしと認めます。よって、第41号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第42号議案、令和7年度犬山市一般会計補正予算（第10号）を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり、これを決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

◎議長（大沢秀教君） 異議なしと認めます。よって、第42号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第43号議案、令和8年度犬山市一般会計補正予算（第1号）を採決いたします。

本案に対する各委員長の報告は可決であります。本案は各委員長の報告のとおり、これを

決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

◎議長（大沢秀教君） 異議なしと認めます。よって、第43号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第44号議案、令和8年度犬山市犬山城費特別会計補正予算（第1号）を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり、これを決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

◎議長（大沢秀教君） 異議なしと認めます。よって、第44号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第45号議案、令和8年度犬山市木曾川うかい事業費特別会計補正予算（第1号）を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり、これを決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

◎議長（大沢秀教君） 異議なしと認めます。よって、第45号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第46号議案、令和8年度犬山市水道事業会計補正予算（第1号）を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり、これを決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

◎議長（大沢秀教君） 異議なしと認めます。よって、第46号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第47号議案、令和8年度犬山市下水道事業会計補正予算（第1号）を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり、これを決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

◎議長（大沢秀教君） 異議なしと認めます。よって、第47号議案は原案のとおり可決されました。

議事の進行上、暫時休憩します。

午前10時59分 休憩

再 開

午前11時12分 開議

◎議長（大沢秀教君） 休憩前に引き続き本会議を再開いたします。

日程追加 諸般の報告

◎議長（大沢秀教君） この際、諸般の報告をいたします。

ただいま当局から追加議案1件が提出されましたので、これを各位に配付いたしました。

以上で、諸般の報告を終わります。

お諮りいたします。ただいま提出されました第48号議案を直ちに本日の日程に追加し、議題といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

◎議長（大沢秀教君） 異議なしと認め、さよう決しました。

日程追加 第48号議案

◎議長（大沢秀教君） 第48号議案を議題といたします。

議案の朗読を省略し、直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。

永井副市長。

〔副市長 永井君登壇〕

◎副市長（永井恵三君） それでは、追加議案についてご説明いたします。

第48号議案、犬山市教育委員会教育長の任命についてでございます。

この案を提出しますのは、犬山市教育委員会教育長の滝 誠氏の任期が本年3月31日をもって満了となりますので、後任者を任命するに当たり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定に基づき、議会の同意を求めるものでございます。

後任者として、勝村偉公朗氏を任命するものです。

なお、経歴書及び所信を添付しておりますので、ご参照ください。

以上でございます。

◎議長（大沢秀教君） 提案理由の説明は終わりました。

ここで議案精読のため、午前11時25分まで休憩いたします。

午前11時14分 休憩

再 開

午前11時25分 開議

◎議長（大沢秀教君） 休憩前に引き続き本会議を再開いたします。

第48号議案に対する質疑を行います。

ご発言を求めます。

15番 久世高裕議員。

◎15番（久世高裕君） 委員長ですけど、ちょっとこの場に市長と教育長もいらっしゃるんで、ちょっとここで伺いさせていただきたいと思っておりますが、よろしいでしょうか。

◎議長（大沢秀教君） はい、承知しました。

◎15番（久世高裕君） まず、市長に、どういう思いで任命をされたかということと、教育長に対してですが、教育委員会制度が新制度になって、教育長の権限が大きくなったと、その初代になるのかな、滝教育長が、そこで以前の教育長の役割、制度の前の教育長の役割と、制度が変わった後の教育長の役割が、自分で職務を体験されたご実感としてどうだったのかということについて、お示しをいただければと思います。

◎議長（大沢秀教君） では、答弁を求めます。

原市長。

◎市長（原 欣伸君） 久世議員のご質疑にお答えをいたします。

勝村先生は、私が犬山で子どもたちが学ぶ中でも多く一緒することがありました。まさに教育に向き合う姿勢、子どもたちに思いを寄せるその姿、人望としても私自身も認めています。

また、学校を変えていかなければならない、犬山の教育をこれから担っていくんだというリーダーとしての質も十分におありになると判断をさせていただきました。まさにこれから犬山の教育は、向き合っていかなければならない課題が山積みであります。

学校を新たに建設していくこと、またさらには部活動の移行についても、本格的に進めていかなければなりません。また、小規模校を残したいという思いを申し上げてきました。議会の中でも議論、答弁をさせていただいているように、小規模校の価値を高めることによって、求心力のある小規模校の在り方も考えていかなければならないと思っています。

犬山市内の10の小学校、4つの中学校を取りまとめるにふさわしい方と判断をさせていただき、勝村新教育長について、議会の皆様にご提案をさせていただきましたので、ご理解のほどよろしくお願いを申し上げます。

以上です。

◎議長（大沢秀教君） 続いて、答弁を求めます。

滝教育長。

◎教育長（滝 誠君） では、ご質問にお答えをしたいと思います。

平成27年4月から制度が変わったんですね。それまでは教育委員会という組織のトップは教育委員長でした。事務方のトップは教育長でした。平成27年4月からは、教育委員会のトップも教育長、事務方のトップも教育長ということで、教育長の権限が強くなったわけですが、私が一番変わったと言いますか、申し上げられるところは、教育委員会の会議の運営だと思います。かつては会の運営は教育委員長が取り仕切りをしていました。新しい制度になってからは、教育長が会の運営を取り仕切るようになったということが、形の上では一番大きな変化かと思っています。

ただ、私は、自分の立場として、新たな制度の下で教育長という任に当たってきたわけがありますけれども、何もかも、学校現場及び教育現場における出来事については、自分の責任であるという強い覚悟と、先日も申し上げた信念で仕事をしてまいった、その部分が一番異なるところではないかなというふうに思っているところであります。

以上です。

◎議長（大沢秀教君） 久世議員。

◎15番（久世高裕君） 再質疑をそれぞれお願いしたいと思います。

市長に対してですが、僕はほかの自治体の事例も見るにつけて、必ずしも教育長は学校の教員の方出身でなければならないというわけではないと思います。むしろ、ちょっと学校だけではないものですから、教育委員会は、文化財のこととか生涯学習のこと、多様なことがあります。そういったことを包括、包含してみるためには、学校の方じゃなくても必ずしもいいんじゃないかなと。実際そういうところの自治体の教育長さんとお話をしている、ちょっとやっぱり教育を客観視できるようなところがあったので、たまには犬山もそういう方でいいのかなということは思っていたんです。

ただ、今回も学校の教員の方から上がっていきまして出身の方ということで、市長としてはどういふその考え方で、この学校出身の教員の方を選んだのかということについて、再質疑をお願いしたいと思います。

教育長についてですが、新しい教育長にどういふことを残していったら、どういふことを変えていってほしいかということがありましたらお願いしたいと思います。

◎議長（大沢秀教君） 再質疑に対する答弁を求めます。

原市長。

◎市長（原 欣伸君） 久世議員の再質疑にお答えをいたします。

最初に申し述べたとおり、教育現場に向き合わなければならないことが多々あるということ、また先ほど申し上げましたが、これから私たちは来年度に向けて子どもの権利条例も策定をしていきます。まさに学校現場と私たち市役所をつなぐ大きな役割を担っていただかなければなりません。

そういった意味で、この今あるタイミングは、学校の校長経験者である学校の教育者がふさわしいという判断で、勝村新教育長を提案させていただきましたので、ご理解をいただければと思います。

以上です。

◎議長（大沢秀教君） 続いて、答弁を求めます。

滝教育長。

◎教育長（滝 誠君） 再質疑にお答えをしたいと思います。

まだ議会でお認めいただけていないので、勝村先生とは、まだ引き継ぎも行っていない状況であります。ただ、彼は、指導主事として、教育委員会事務局にも身を置きましたし、指導室長兼主幹としても、教育委員会の事務局に身を置いた人間でありますし、新任のときには三河に勤めておりましたが、あとはほとんど犬山市の小中学校で教鞭を取った人間であります。

そして、もう一つ、これあんまり大きな声で言うべきじゃないかもしれませんが、私の直属の後輩でありますので、私の思いを受け継いでくれると思います。ただし、私が今までやってきたことの思いは別にして、彼の思いで彼用のやり方で教育行政を進めていっていただければいいと思いますが、ただ、犬山の教育が大きく引転ぶようなことだけは、できる限り避けるように、それだけは伝えておきたいというふうに思っております。

以上です。

◎議長（大沢秀教君） 他に質疑はありませんか。

〔「なし」の声起こる〕

◎議長（大沢秀教君） 質疑なしと認め、第48号議案に対する質疑を終結いたします。

ただいま議題となっています議案を、配付いたしました議案付託表のとおり、所管の常任委員会へ付託いたします。

令和8年2月定例議会常任委員会

付託議案一覧表

《民生文教委員会》 審査期限 令和8年3月23日

第2委員会室

議案番号	件名
第48号議案	犬山市教育委員会教育長の任命について

◎議長（大沢秀教君） 続いて申し上げます。ただいま付託いたしました議案審査のため、委員会が開催されますので、暫時休憩いたします。

午前11時33分 休憩

再開

午後1時15分 開議

◎議長（大沢秀教君） 休憩前に引き続き、本会議を再開いたします。

民生文教委員長から委員会の審査結果報告を求めます。

久世民生文教委員長。

〔民生文教委員長 久世君登壇〕

◎民生文教委員長（久世高裕君） 民生文教委員長、久世高裕です。民生文教委員会の審査結果の報告を、配付しました報告書の朗読をもってかえさせていただきます。

別紙、民生文教委員会審査結果報告書朗読。

◎議長（大沢秀教君） 民生文教委員長の報告は終わりました。

民生文教委員会審査結果報告書

令和8年3月23日

犬山市議会議長

大沢秀教様

民生文教委員長

久世高裕

審査年月日 令和8年3月23日

場所 第2委員会室

出席委員 令和8年3月23日 6名(全員)

付託議案

第48号議案 犬山市教育委員会教育長の任命について

本日 本会議において、当委員会に付託されました上記議案について慎重審査いたしました結果、第48号議案については、全員一致をもって原案のとおり同意すべきものと決しましたので、報告いたします。

◎議長(大沢秀教君) 民生文教委員長の報告は終わりました。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

ご発言を求めます。

〔「なし」の声起こる〕

◎議長(大沢秀教君) 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

通告による討論はありませんので、討論は省略いたします。

これより採決を行います。

第48号議案、犬山市教育委員会教育長の任命についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は同意であります。本案は委員長の報告のとおり、これを決することに賛成する議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

◎議長(大沢秀教君) 起立全員。ご着席ください。よって、第48号議案は原案のとおり同意されました。

◎議長(大沢秀教君) 以上で、2月定例議会に付議されました案件は全部議了いたしました。

◎議長(大沢秀教君) 議員各位に申し上げます。3月31日をもって退職されます滝教育長より退任の挨拶をしたい旨の申出がありましたので、これを許可いたします。

滝教育長。

◎教育長(滝 誠君) 皆さん、お疲れのことと思いますけれども、貴重なお時間を頂戴いたしまして、退任の挨拶をさせていただきますことを感謝申し上げたいというふうに思います。本当にありがとうございます。

平成29年4月より3期9年にわたり、教育長の任に当たってまいりました。この9年間、本当にいろいろなことがありました。大切な犬山の子どもたちの命をなくして、涙を流すこともありましたし、教員の不幸事によって頭を下げることもございました。コロナの対応に追われて、毎日大変な日々が続いたこともございました。

そのせいではないと思いますが、就任前には63キロありました体重が今は47キロ、16キロも体重が減った状況でございます。

こんな私ではありますけれども、何とか3期9年の任期を終えるゴールテープが目前に迫るところまでまいることができましたのも、ひとえに市議会議員の皆様方の温かいご支援、

ご理解、ご協力があったからこそというふうに熱く深く感謝を申し上げたいというふうに思います。ありがとうございました。

仕事を終えて4月からどうするのというお尋ねをよくいただきます。こんな場でこういうことを申し上げるのは、ひんしゆくを買うかもしれません、皆さんにお礼を申し上げると同時に、私は一番感謝をしなくてはならない人間がおりますので、そのことを少しお話をさせていただきます。

これまで雨の日も雪の日も嫌な顔一つ見せずに私を見送り、そして私の無事な帰りを待ち続けてくれた私と同じ70になりますおばあさんがうちにいます。私の女房、雅子であります。これまで私のことを全力で支えてきてくれた女房のために、これから私に残された人生、時間を女房のために少しでも使ってやれたらいいな、そんな思いでいるところであります。

10年前、犬山の学校現場を去るときに、こんな歌を詠んだ覚えがあります。「幾たびも桜咲く道通えども明日は見られぬ寂しき思い」。10年前の自分で詠んだ歌に対して、今の私が歌を返したいと思います。返歌であります。「幾とせも桜舞う道通いけり思いは胸にさらば犬山」。

結びに、市議会議員の皆様お一人お一人のご健勝、ご活躍をお祈りするとともに、犬山市議会のますますの発展を願い、退任の挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

◎議長（大沢秀教君） 滝教育長、長い間、犬山市の教育に力を尽くしていただきまして本当にありがとうございました。議会を代表し、お礼を申し上げます。

どうか健康に留意されまして、今後とも犬山市の発展のためにご指導、ご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

◎議長（大沢秀教君） お諮りいたします。明日3月24日から4月8日まで休会としたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

◎議長（大沢秀教君） 異議なしと認めます。

これをもって、令和8年2月犬山市議会定例議会を閉じます。

午後1時23分 散会

本議会の顛末を記載し、相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和 年 月 日

議 長

署名議員

署名議員

本会議に提出された事件及び審議結果

議案番号	件名	提出年月日	審議結果	議決年月日
第3号議案	犬山市障害共生基金の設置及び管理に関する条例の制定について	令和8年. 2. 25	原案可決	令和8年. 3. 23
第4号議案	犬山市国際交流事業振興基金の設置及び管理に関する条例の廃止について	令和8年. 2. 25	原案可決	令和8年. 3. 23
第5号議案	犬山国際交流村の設置及び管理に関する条例の廃止について	令和8年. 2. 25	原案可決	令和8年. 3. 23
第6号議案	犬山市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例の一部改正について	令和8年. 2. 25	原案可決	令和8年. 3. 23
第7号議案	犬山市附属機関設置条例の一部改正について	令和8年. 2. 25	原案可決	令和8年. 3. 23
第8号議案	犬山市の議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について	令和8年. 2. 25	原案可決	令和8年. 3. 2
第9号議案	犬山市の議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について	令和8年. 2. 25	原案可決	令和8年. 3. 23
第10号議案	犬山市特別職の職員の給与に関する条例の一部改正について	令和8年. 2. 25	原案可決	令和8年. 3. 2
第11号議案	犬山市特別職の職員の給与に関する条例の一部改正について	令和8年. 2. 25	原案可決	令和8年. 3. 23
第12号議案	犬山市職員の給与に関する条例の一部改正について	令和8年. 2. 25	原案可決	令和8年. 3. 2
第13号議案	犬山市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について	令和8年. 2. 25	原案可決	令和8年. 3. 2
第14号議案	犬山市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について	令和8年. 2. 25	原案可決	令和8年. 3. 23
第15号議案	犬山市民文化会館の設置及び管理に関する条例等の一部改正について	令和8年. 2. 25	原案可決	令和8年. 3. 23
第16号議案	犬山市立保育園条例の一部改正について	令和8年. 2. 25	原案可決	令和8年. 3. 23
第17号議案	犬山市立保育園条例及び犬山市立認定こども園条例の一部改正等について	令和8年. 2. 25	原案可決	令和8年. 3. 23

議案番号	件名	提出年月日	審議結果	議決年月日
第18号議案	犬山市国民健康保険税条例の一部改正について	令和8年. 2. 25	原案可決	令和8年. 3. 23
第19号議案	犬山市市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正について	令和8年. 2. 25	原案可決	令和8年. 3. 23
第20号議案	犬山市民交通災害及び犯罪被害見舞金支給条例の一部改正について	令和8年. 2. 25	原案可決	令和8年. 3. 23
第21号議案	犬山市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について	令和8年. 2. 25	原案可決	令和8年. 3. 23
第22号議案	犬山市火災予防条例の一部改正について	令和8年. 2. 25	原案可決	令和8年. 3. 23
第23号議案	和解及び損害賠償の額を定めることについて	令和8年. 2. 25	原案可決	令和8年. 3. 23
第24号議案	犬山市教育委員会委員の任命について	令和8年. 2. 25	同意	令和8年. 3. 23
第25号議案	令和8年度犬山市一般会計予算	令和8年. 2. 25	原案可決	令和8年. 3. 23
第26号議案	令和8年度犬山市国民健康保険特別会計予算	令和8年. 2. 25	原案可決	令和8年. 3. 23
第27号議案	令和8年度犬山市犬山城費特別会計予算	令和8年. 2. 25	原案可決	令和8年. 3. 23
第28号議案	令和8年度犬山市木曾川うかい事業費特別会計予算	令和8年. 2. 25	原案可決	令和8年. 3. 23
第29号議案	令和8年度犬山市介護保険特別会計予算	令和8年. 2. 25	原案可決	令和8年. 3. 23
第30号議案	令和8年度犬山市後期高齢者医療特別会計予算	令和8年. 2. 25	原案可決	令和8年. 3. 23
第31号議案	令和8年度犬山市水道事業会計予算	令和8年. 2. 25	原案可決	令和8年. 3. 23
第32号議案	令和8年度犬山市下水道事業会計予算	令和8年. 2. 25	原案可決	令和8年. 3. 23
第33号議案	令和7年度犬山市一般会計補正予算(第9号)	令和8年. 2. 25	原案可決	令和8年. 3. 2
第34号議案	令和7年度犬山市国民健康保険特別会計補正予算(第4号)	令和8年. 2. 25	原案可決	令和8年. 3. 2
第35号議案	令和7年度犬山市犬山城費特別会計補正予算(第3号)	令和8年. 2. 25	原案可決	令和8年. 3. 2
第36号議案	令和7年度犬山市木曾川うかい事業費特別会計補正予算(第3号)	令和8年. 2. 25	原案可決	令和8年. 3. 2

議案番号	件名	提出年月日	審議結果	議決年月日
第37号議案	令和7年度犬山市介護保険特別会計補正予算(第2号)	令和8年.2.25	原案可決	令和8年.3.2
第38号議案	令和7年度犬山市後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)	令和8年.2.25	原案可決	令和8年.3.2
第39号議案	令和7年度犬山市水道事業会計補正予算(第4号)	令和8年.2.25	原案可決	令和8年.3.2
第40号議案	令和7年度犬山市下水道事業会計補正予算(第3号)	令和8年.2.25	原案可決	令和8年.3.2
第41号議案	犬山市立保育園条例及び犬山市立認定こども園条例の一部改正について	令和8年.3.10	原案可決	令和8年.3.23
第42号議案	令和7年度犬山市一般会計補正予算(第10号)	令和8年.3.10	原案可決	令和8年.3.23
第43号議案	令和8年度犬山市一般会計補正予算(第1号)	令和8年.3.10	原案可決	令和8年.3.23
第44号議案	令和8年度犬山市犬山城費特別会計補正予算(第1号)	令和8年.3.10	原案可決	令和8年.3.23
第45号議案	令和8年度犬山市木曾川うかい事業費特別会計補正予算(第1号)	令和8年.3.10	原案可決	令和8年.3.23
第46号議案	令和8年度犬山市水道事業会計補正予算(第1号)	令和8年.3.10	原案可決	令和8年.3.23
第47号議案	令和8年度犬山市下水道事業会計補正予算(第1号)	令和8年.3.10	原案可決	令和8年.3.23
第48号議案	犬山市教育委員会教育長の任命について	令和8年.3.23	同意	令和8年.3.23
陳情第1号	新宿区において顕在化した事例を受けて、政党機関紙の庁舎内勧誘行為に関する早期の実態把握と再発防止を求める陳情	令和8年.2.25	拝聴しました	———